

外部専門機関の考え方（案）

1 趣旨

職場におけるメンタルヘルス対策報告書で示された新しい枠組みにおいて実施される面接指導や職場環境の改善等については、従来の産業医が有する資質や実務経験だけでは必ずしも十分に対応できない分野である。

このため、メンタルヘルスに対応できる産業医等で構成される事業場外組織（以下「外部専門機関」という。）を新たな制度として整備し活用する方策について以下に素案を示す。

2 検討事項 1（論点）に関する意見等を踏まえた外部専門機関の方向性

(1) 産業医とメンタルヘルスに対応できる医師・専門職の連携

- ・ 産業医とメンタルヘルスに対応できる医師が連携することが重要。
- ・ メンタルヘルスに関する面接や保健指導には時間を要することから、メンタルヘルスに精通した保健師やカウンセラーと連携して対応することが望ましい。

このため、外部専門機関のあるべき姿としては、

- ・ メンタルヘルスに関する一定の知識と経験を有する医師がいること。
- ・ メンタルヘルスに精通した保健師等の専門職がいること。

(2) 複数の医師の協働による産業医活動

- ・ メンタルヘルスに関連した各種の身体症状についても、産業医とメンタルヘルスに対応できる医師が連携することにより、労働者の総合的健康管理が可能になり効果的である。
- ・ 事業場の業種・業態に応じて、有害業務に係る健康管理等の様々な産業医の職務について、複数の産業医の中から経験のある産業医がその業務を行うことが効果的である。
- ・ 一方、産業医のうち、複数の産業医等を指揮し業務管理をする者が必要である。
また、労働者に対する意見等が調整された上で事業者に提示されないと、職場における対応が混乱することが予想されるため、各種の意見を総括的に取りまとめる産業医の存在が必要である。

このため、外部専門機関のあるべき姿としては、

- ・ 産業医であって一定の知識経験を有する者が、産業医等を指揮し業務を管理すること。
- ・ 受託した事業場の産業医の職務を総括する産業医がいて、当該事業場を担当する複数の医師等の業務をとりまとめる。

(3) 外部専門機関による産業医の職務の実施

- ・ 事業場との契約により外部専門機関が産業医の職務を行う場合は、産業医が選任されているとみなす。

外部専門機関が産業医の職務を適切に行えるようにするため、外部専門機関のあるべき姿としては、上に加えて、

- ・ 産業医業務を受託した事業場の数に応じた産業医の数があること。

3 外部専門機関の具体的なイメージ

外部専門機関の典型的なイメージは次のとおり。

ア 産業医であって一定の知識経験を有する者が産業医を指揮し業務を管理する。

たとえば次のような一定の知見・経験を有する産業医。

- ・ 産業医に選任された経験が一定年数以上
- ・ 医師である労働衛生コンサルタント
- ・ 産業医科大学を卒業した者であって実習を履修した者であって、産業医に選任された経験が一定年数以上

イ 受託する事業場数に応じた数の産業医がいる。

ウ メンタルヘルスに関する一定の知識と経験を有する医師がいる。

エ 精神保健の知識と経験を有する保健師等がいる。

オ 事業場の産業医の職務を総括する医師を決め、担当する複数の医師等の業務をとりまとめ、事業者に対し勧告を行う場合は、複数の医師等で意見が異なる場合は総括する医師が意見の調整を行い、組織として勧告を行う。

4 外部専門機関と産業医の職務との関係

事業場が産業医の職務の依頼先を外部専門機関とした場合は、産業医が選任されているとみなす。

外部専門機関が、労働者の健康管理等の産業医の職務を行い、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し必要な勧告をすることができる。

ただし、労働者 1000 人以上(又は有害業務従事者が 500 人以上)の事業場については主として労働者の数から来る業務量を理由として産業医を専属としているところであるが、大規模事業場では業務形態も多様であり、外部専門機関によりその機能を代替できるかについてはさらに十分な検討が必要である。

5 外部専門機関の質を担保するための方策

外部専門機関の質を担保するため、予め定めた要件に適合するもののみが業務ができることとして、行政が公表し事業者が選べるようにする。

法令の業務を行う機関について、労働安全衛生法には登録機関の制度があり、これを外部専門機関に適用することが考えられる。

登録制度とした場合、外部専門機関には、業務の実施に当たり、産業医の選任・解任の届出、業務規程を定めること、健全な財務基盤を有すること、一定年数ごとの更新が求められ、必要に応じ行政の立ち入り・要件への適合命令・取消しができる。